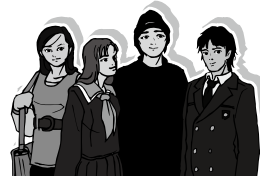


～少年とともに～



いじめの 第三者調査を終えて

伊東 亜矢子（55期） ●Ayako Ito

1 はじめに

平成28年8月、青森市の当時中学校2年生の少女が尊い命を絶った。2学期始業式の翌日であった。少女を被写体とする写真が写真展で最高賞を得たものの受賞が取り消された（その後再び最高賞となった）ということがあり、全国的に報道されたため、御記憶の方も多いと思う。

この件について私は第三者調査委員として調査に関わり、平成30年8月、答申に至った。

調査開始から8か月、移動時間を含めた総稼働時間は350時間、移動時間抜きでも260時間と相当の時間をかけて対応し、報告書は200頁を超える長文となった（青森市のHPに全文が掲載されている*1）。

本稿において、その経過を御報告する。

2 いじめの調査について

いじめ防止対策推進法（以下「法」）28条1項1号は、「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係

る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」と定めている。

平成29年3月に出された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の冒頭には、「いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること」との基本姿勢が示されている。私たちの調査においては、この基本姿勢に則って調査を行うことがまず確認され、これを旨として調査に当たった。

3 本件の調査について

(1) 受任に至る経緯

もともと、青森市には法14条3項に基づく常設会議体としていじめ防止対策審議会が設置されており、事案発生後、この審議会の委員が調査を開始したが、その後委員交代となり、私たちが新たに調査を行うこととなった。

(2) 調査の開始

平成29年12月、6名の委員（弁護士2名、医師、臨床心理士、教育に関する学識経験者2名）による審議会の第1回会議が開催された。会長は埼玉弁護士会の野村武司弁護士が引き受けてくださり、以後、会長による的確な采配のもと、調査が進められた。

(3) 調査の内容

調査としては、関係資料の検討と関係者からの事情聴取を行った。

資料については当初、整理された二次資料として提供されたものが多かったが、なるべ

*1 <http://www.city.aomori.aomori.jp/kyoiku-shido/h30singikai/300918.html>

く原資料に当たることを心掛けた。量が膨大であったため、漫然と読むだけではすぐに内容を忘れてしまい何度も同じ資料をめくる羽目になると思い、私の方で早い段階から経過を一覧に整理し、出典も明記していった。結果としてこれはなかなかよい資料となったと自負している。

事情聴取については、既に前委員による聴き取りが行われていたことや、事案発生後時間が経っていたことが影響したものか、要請した全員には応じていただけなかったが、延べ65名に対して行った。

(4) 報告書の作成

調査結果を踏まえ、①いじめはあったか、②いじめによる自殺か、③再発防止策を中核とする報告書の作成にとりかかった。

ア 事実認定について

本件では、SNS上で行われた言動につき少女が家族の助言を受けてスクリーンショットを残していたため、客観証拠をもって認定できた。

客観証拠がないものについては、私たちが行った事情聴取の結果と、前委員による記録とを照らし合わせ、複数の供述が一致する、内容が具体的で前後の事情とも整合するなど事実認定の基本的な考え方に沿って認定を行った。

イ いじめの評価について

いじめの定義については法2条1項が「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定めており、これに則って評価を行った。

「行為によって対象者が心身の苦痛を感じたか」は、その時点で対象者が置かれている人間関係を把握した上で評価する必要がある、報告書ではかなりのページを割いて人間関係についての記述を行った。その上で、少女が置かれた具体的な人間関係に照らして事実経過を評価し、いじめがあったと結論付けた。

ウ いじめによる自殺かの評価について

いじめと評価した生徒らの言動は1年生1学期のうちに始まっており、そこから少女が命を絶ってしまう日まで、人間関係、少女がされたこと、学校の対応、少女の心情等を丁寧に追ひ、いじめを主たる要因とする自殺であると評価した。少女の心情を推知し得るものとして、家族から提供された生活ノートなど少女自筆の記録が貴重な資料となった。

4 終わりに

この調査を通じて感じたことを以下に述べ、本稿のまとめとしたい。

本件において、痛ましい結果を招いた背景に「これ」という一つの理由があったわけではなかった。少女の辛さのサインを家族は察知し少女を守ろうとしていたし、学校でも担任や養護教諭を中心に訴えに対応していた。それでも、クラス内に留まらない重層的な関係性の中で継続的にいじめが行われたこと、ネットいじめは学校から離れても逃れられないこと、心の不調が身体疾患として把握されたため背後の事情の検証につながらなかったことなど、複数の事情が重なり、少女の命を失わせてしまった。

やはり、学校において、個別の対応に留まらず、いじめ対応の専任チームが組織的かつ継続的に状況を把握し、家族とも密なコミュニケーションを保ちつつ対応する必要があると痛感させられる。

一方で、多忙な教育現場において、限界もあるだろうとも感じた。いじめの問題は、当然のことながら対立当事者となり得る複数家族とのコミュニケーションが必要であり、客観資料がないものについて事実認定をどうすればよいかも悩ましい問題であろう。事実認定と当事者間の調整の局面において、深刻な事態に至る前に我々弁護士がサポートできることも多いのではないかと感じた。

子どもに命を絶つ決断をさせないために、周囲の大人ができることは何か。引き続き問い続けていきたい。

■

年齢切迫少年の 特殊詐欺事案

倉田 徹 (66期) ●Toru Kurata

1 事件の内容

本件はいわゆる特殊詐欺事件の「受け子」の事案で、少年は、勾留の時点で20歳の誕生日が約2か月後に迫っている「年齢切迫」の状態でした。

少年によれば、勾留される2か月くらい前から、地元の友人から「グレーな仕事」として紹介された「おばあちゃんの家に行って荷物を受け取ってくる仕事」をやっていたということでした。少年は、それが特殊詐欺であることには気付いていたものの、報酬が良かったり友人から仕事を続けるよう頼まれたりしたため、なかなかやめることができずに繰り返していました。そして、いつものように「上の人」から指示された家に荷物を受け取りに行くと、その場で警察に現行犯逮捕された、ということでした。そのため、最初の接見から余罪が多くあることが予想され、実際に2度再逮捕されました（最終的に送致されたのは4件）。

弁護士としては、年齢切迫や、被害総額が大きく被害者も複数いる事案の特徴に目を向ければ、当初から保護処分だけではなく、刑事処分相当としての検察官送致（逆送）の恐れも念頭に置かなければなりませんでした。

2 家裁送致前後の対応

少年の年齢が日に日に20歳に近づいていることから、私は検察官に、早急に必要な捜査を終えて家裁送致するよう求めました。検察官も年齢切迫の問題を意識していて、最終的には、20歳になる前に審判を開くことができるぎりぎりの時期に家裁送致しました。

そこで私は、家裁送致と同時に、家裁に対

して、少年の要保護性の問題に着目すれば保護的な処遇において少年の成長発達を図っていくべきであり、検察官送致の判断をすることは相当ではないことを記載した意見書を提出しました。

その後、少年に対して観護措置がとられ、住所地が隣県のため移送されましたが、移送先の家裁に対してもすぐに同内容の意見書を提出しました。

3 少年について

少年にはこれまで家裁に係属した非行歴はなく、非行性は大きく進んでいない印象があったものの、高校卒業後アルバイトをするだけで定職がなかったこと、地元の友人とのつながりがあることや家庭の問題など、要保護性の面で調整が必要と考えられました。また、特殊詐欺の特性とも言えますが、少年自身が受け取った報酬額は多くないため、少年は事件の重大さや被害の大きさを実感できていないようでした。

そのため、私はできる限り少年のもとに通い、自身のこれまでの生活のことや本件の被害者のことなどについて深く考えてもらうように話をしました。そうしたところ、少年は、これまでの自分の生活を振り返って、地元の友人とつるむのではなくきちんとした生活をしたい、ちゃんとした仕事に就きたい、と言うようになっていきました。更に、自身の行動によって大きな被害を生んでしまった重大性に気付いたのか、被害者への謝罪の言葉を口にするようになりました。自分の受け取った報酬から少しでも被害弁償をしたいと希望したため、一部ですが、被害者の方へ被害弁償もできました。

少年の両親も、本件を受けて、夫婦で話し合いを重ねていたようでした。そして、少年を今後きちんと監督していくことや、父親のもとで仕事をさせていくことを誓約してくれ、少年の社会復帰の目途も立ちました。

4 調査官の調査

本件では意見書の効果か、調査官は少年の要保護性を中心に、熱心に調査をしていました。私もほぼ毎日のように調査官と連絡をとり、情報を共有して意見交換をしました。当初は、調査官も少年の年齢や被害の大きさから刑事手続の可能性を考えていたようですが、調査が進んで意見交換をしていくなかで、「この子はまだ保護的な処遇で十分更生できる」として、検察官送致は考えていないと明言するようになりました。

5 審判

裁判官は、年齢切迫で被害が重大であることから検察官送致の可能性もほのめかしていましたが、最終的な審判は第1種少年院送致でした。もっとも、少年の非行性が大きく進んでいないこと、社会復帰の目途が立っていることから、短期処遇意見がなされました。少年が涙を流しながら何度もうなずき、裁判官の説諭を聞いていたのが印象的でした。

付添人の私としては、少年の非行性が進んでいない本件では、施設処遇とせずに社会内での処遇で足りると考えていましたが、少年がこの審判を受けた後、「きちんと勉強し直して戻ってきます！」と力強く述べたため、抗告せずに審判結果を受け入れることになりました。

付添人活動として、私ができたことはほんのわずかですが、彼が社会に復帰して明るい未来に歩んでいくことを願うばかりです。

6 特殊詐欺事案について

近年、少年保護事件のなかでは、少年が特殊詐欺（オレオレ詐欺）の末端の役割である「受け子」や「出し子」を行っている事案が増えているようです。こういった事案は、非行事実が重大で、被害額も大きく社会的影響も大きいものです。他方、事案にもよりますが、少年の非行性に着目すると、必ずしも非行性

が進んでいるとはいえない（これまで非行歴がない等）事案も多々あります。つまり、非行事実の重大性等の行為責任的な側面と、少年の要保護性の側面とにギャップがあり、少年の処遇については、極めて悩ましい問題が生まれやすいように思われます（特殊詐欺事案に関する裁判所の視点については、『家庭の法と裁判』2018年第14号4頁「特集 現代型非行の処遇—特殊詐欺を素材として〈座談会〉」が参考になります）。

本件でも、被害総額が大きく非行事実が重大であるものの、少年自身の非行性は進んでいないのではないかと、という印象を受けました。審判結果は非行事実の重大性を踏まえて少年院送致（短期）というものでしたが、付添人活動をする上では、事案の重大性に留意しながらも、裁判所に対して少年の要保護性の側面をきちんと伝えて、適切な処遇とされるよう求めていく必要があるように考えられます。

